

# 社会福祉法人須崎市社会福祉協議会定款細則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人須崎市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款（以下「定款」という。）第46条の規定により本会の法人運営及び業務執行について定めるものとする。

## 第2章 評議員の選任

(選任の手続き)

第2条 会長は、任期満了直前の理事会において、次期評議員となるべき候補者を選出し、評議員選任解任委員会に推薦しなければならない。また、評議員選任解任委員会において、評議員になるべき者として決議された場合には、委嘱状を交付しなければならない。

2 次期評議員となるべき者は、履歴書及びその他本会が必要とするものを前項の理事会開催日前に、就任承諾書を就任日前に、それぞれ会長あてに提出しなければならない。

(中途退任)

第3条 評議員は、やむを得ない事由により任期の途中において退任しようとするときは、予め会長に書面で届け出るものとする。

(欠員の補充)

第4条 評議員に欠員が生じた場合は、概ね3か月以内に補充選任を行うものとする。

(評議員名簿)

第5条 会長は、評議員を選任したときは速やかに評議員名簿を作成し保存しなければならない。

(評議員総数の定義)

第6条 評議員会の開催要件、決議要件として使用している評議員定数について、欠員が生じている場合は欠員を除いた評議員現数が評議員総数とする。

(評議員の解任)

第7条 評議員の解任は、理事会において理事総数の過半数の同意を得て不適切と提案された者について、評議員選任解任委員会の過半数をもって決議される。

### 第3章 評議員会

(理事及び監事の出席)

第8条 議題、議案を説明する理事は、評議員会に出席しなければならない。

2 監事は、評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

(評議員会の開催)

第9条 評議員会は、定時評議員会及びその他必要がある場合に開催する評議員会から成る。

2 その他必要がある場合に開催する評議員会の内、事業計画及び収支予算の審議のために開催する評議員会は、毎事業年度開始前に開催しなければならない。

(招集の手続き)

第 10 条 会長は、評議員会を招集する場合は、理事会の決議によって、次の事項を定め評議員会を招集する。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 評議員会の目的である事項
- (3) 評議員会の議案の概要

2 会長は、評議員から評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の請求を受けたときには、遅滞なく評議員会を招集する。

3 前項の招集を請求した評議員は、次の場合には、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができる。

- (1) 請求後遅滞なく召集の手続きが行われない場合
- (2) 請求があった日から 6 週間以内の日を評議員会の開催日とする召集の通知が発せられない場合

4 前項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員が第 1 項各号に掲げる事項を定めなければならない。

(招集の通知)

第 11 条 評議員会を招集する場合は、会長は、評議員会の 1 週間前までに、招集事項を記載した書面をもって各評議員に通知をしなければならない。

2 会長は、前項の書面による通知に代えて、評議員の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

(招集の省略)

第 12 条 前条の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときには、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

2 前項の規定により評議員会を開催する場合には、評議員の全員からこれに同意する旨の書面又は電磁的方法により受理し、記録しなければならない。

(議 長)

第 13 条 評議員会の議長は、その評議員会に出席した評議員のなかから互選により選出する。

(評議員提案権)

第 14 条 評議員が理事に対して一定の事項を評議員会の目的とすることを請求するときは、その請求は、評議員会の 4 週間前までにしなければならない。この場合、その評議員は、提出しようとする議案の要領を招集通知に記載し、又は記録することを請求することができる。

2 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。

3 前 2 項の場合であっても、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において決議に加わることができる評議員の十分の一以上の賛成が得られ

なかった日から3年を経過していない場合は、この限りではない。

(評議員会の決議事項及び決議要件)

第15条 定款第16条に定める評議員会の決議事項及び決議要件の一覧は、別表1に記載のとおりとする。

2 議決権は、書面若しくは電磁的方法又は代理人により行使することは出来ない。

(決議の省略)

第16条 理事が議題について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会への報告)

第17条 理事は、法令及び定款で定める事項について、評議員会に報告するものとする。

(理事等の説明義務)

第18条 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合及び次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 当該事項について説明をするため調査を必要とする場合

(次に掲げる場合を除く。)

(ア) 当該評議員が当該事項について説明を求める旨を本会に通知したのが、評議員会の

日より相当の期間前である場合

(イ) 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合

(2) 当該事項について説明をすることにより本会その他の者（当該評議員を除く。）の権利を

侵害することとなる場合

(3) 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場

合

(4) 前各号に掲げる場合のほか、当該事項について説明をしないことにつき正当な理由がある

場合

(議事録)

第 19 条 評議員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、次の事項を記載しなければ

ならない。

(1) 開催年月日及び時間

(2) 開催場所

(3) 出席者氏名

(4) 評議員定数、評議員総数（現任数）

(5) 定数に関する規定（定款の引用）

(6) 議事録署名人（2名の選出）

- (7) 議案
- (8) 議案に関する発言内容
- (9) 議案に関する表決結果
- (10) 議長及び議事録著名人の署名又は記名押印、その年月日
- (11) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

2 評議員会の決議があったものとみなされた場合の評議員会の議事録には、次の事項を記載し

なければならない。

- (1) 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前項の事項を提案した者の氏名
- (3) 評議員会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

3 評議員会への報告があったものとみなされた場合の評議員会の議事録には、次の事項を記載し

なければならない。

- (1) 評議員会への報告があったとみなされた事項の内容
- (2) 評議員会への報告があったとみなされた日
- (3) 議事録の作成に係る職務を行った職員の氏名

4 議事録は、評議員会の日から永年、主たる事務所に備え置かなければならない。

(選任の手続き)

第 20 条 会長は、次期役員となるべき者として役員の任期満了直前の評議員会において選任され

た者に対して委嘱状を交付しなければならない。

2 評議員会において選任された次期役員となるべき者は、履歴書及びその他本会が必要とする

者を前項の評議員会開催日前に、就任承諾書を就任日前に、それぞれ会長に提出しなければな

らない。

(中途退任)

第 21 条 役員は、やむを得ない事由により任期の途中において退任しようとするときは、予め

会長に書面で届け出るものとする。

(欠員の補充)

第 22 条 役員に欠員が生じた場合は、概ね 3 か月以内に補充選任を行うものとする。

(役員名簿)

第 23 条 会長は、役員を選任したときは、速やかに役員名簿を作成し保存しておかなければなら

ない。

(理事総数の定義)

第 24 条 理事会の開催要件、決議要件として使用している理事定数について、欠員が生じている

場合は、欠員を除いた理事現数が理事総数とする。



(役員解任)

第 25 条 役員解任は、理事会において理事総数の過半数の同意を得て不適切と提案された者について、評議員会の過半数をもって決議される。

## 第 5 章 理事会

(理事会開催)

第 26 条 理事会は、毎会計年度に 5 月又は 6 月及び 9 月、12 月、3 月の年 4 回開催する。ただし、開催月については、議案内容によって前後の月に変更することができる。

2 その他、理事会は、次の事項の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めるとき
- (2) 会長以外の理事から会長に会議の目的である事項を示して、会長に召集の請求があったとき
- (3) 前号の要求があった日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内の日を理事会とする理事会の召集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が召集したとき
- (4) 社会福祉法第 45 条の 18 第 3 項で準用される一般財団法人及び一般財団法人に関する法律第 101 号第 2 項に基づき、監事から理事に召集の請求があったとき
- (5) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の召集の通知が発せられない場合に、その請求を監事が召集したとき

(招集者)

第 27 条 定款第 28 条第 1 項のとおり理事会は会長が招集する。ただし、次の事項の場合は除く。

(1) 定款第 28 条第 2 項のとおり、会長が欠けたとき又は会長に事故があり副会長が招集する場合

(2) 前条第 2 項第 3 号及び同条第 2 項第 4 号により理事が招集する場合

(3) 前条第 2 項第 4 号及び同条第 2 項第 5 号により監事が招集する場合

2 定款第 28 条第 2 項のとおり、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が招集する。

3 前条第 2 項第 3 項及び同条第 2 項第 4 号による場合は、理事が、前条第 2 項第 5 号による場合は、監事が招集する。

4 会長は、前条第 2 項第 3 号又は同条第 2 項第 5 号前後に該当する場合は、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集をしなければならない。

(招集の手続き)

第 28 条 理事会を招集する場合は、理事会の日の 1 週間前までに、次の各号を定め、理事及び監事全員に通知をしなければならない。ただし、第 15 条第 2 項第 1 号による開催の場合は、第 2 号の事項を省略することができる。

(1) 理事会の日時・場所

(2) 理事会の目的である事項

2 前項の規定にかかわらず、理事監事の全員の同意がある場合は、招集の手続きを省略して、理事会を開催することができる。

(議長)

第 29 条 理事会の議長は、出席した理事のなかから互選された者がこれに当る。

(理事会の決議事項)

第 30 条 定款第 30 条に定める理事会の決議事項の一覧は、別表 1 に記載のとおりとする。

(理事による利益相反取引等などの制限)

第 31 条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、

その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己又は第三者のために本会の事業の部類に属する取引をしようとするとき
- (2) 理事が自己又は第三者のために本会と取引しようとするとき
- (3) 本会が理事の責務を補償することをその他の理事以外の者との間において本会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき

2 理事が前項に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得る

ものとする。

- (1) 取引をする理由
- (2) 取引の内容
- (3) 取引の相手方・金額・時期・場所
- (4) 取引が正当であることを示す参考資料
- (5) その他の必要事項

3 前項により理事会に示した事項を変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

(利益相反取引等の報告)

第 32 条 理事が前条第 1 項に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を、遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(決議方法)

第 33 条 理事会の決議は、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 前項の決議について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 議決権は、書面若しくは電磁的方法により又は代理人により行使することができない。

(決議の省略)

第 34 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることのできる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、この提案を可決する旨の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べた場合は、その限りではない。

(報告の省略)

第 35 条 理事、監事が理事、監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。ただし、会長及び常務理事による自己の職務の

状況についての報告は、省略することができない。

(監事の出席)

第 36 条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 開催年月日及び時間
- (2) 開催場所
- (3) 出席者氏名
- (4) 理事定数、理事総数（現任数）
- (5) 定数に関する規定（定款の引用）
- (6) 議事録署名人（出席した会長及び監事）
- (7) 議案
- (8) 議案に関する発言内容
- (9) 議案に関する表決結果
- (10) 議長及び議事録署名人の署名又は記名押印、その年月日
- (11) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

2 理事会の決議があったものとみなされた場合の理事会の議事録には、次の事項を記載しなけ

ればならない。

- (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前項の事項を提案した者の氏名
- (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

3 理事会への報告があったものとみなされた場合の理事会の議事録には、次の事項を記載しな

ければならない。

- (1) 理事会への報告があったとみなされた事項の内容
- (2) 理事会への報告があったとみなされた日
- (3) 議事録の作成に係る職務を行った職員の氏名

4 議事録は、理事会の日から永年、主たる事務所に備え置かなければならない。

## 第6章 会長等の執行権限

(会長等の専決事項等)

第38条 定款第27条の定める会長等の一覧は、別表2に記載のとおりとする。

## 第7章 監事

(監事の選任議案)

第39条 理事は監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得な

なければならない。

2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の目的とすること又は監事の選任に関する議案

を評議員会に提出することを請求することができる。

(調査及び差止め請求)

第 40 条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査 するものとする。こ

の場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果

を評議員会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、当

該行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為を

やめることを請求することができる。

(理事会への報告)

第 41 条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、

又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは不当な事実があると認められるときは、遅滞な

く、その旨を理事会に報告しなければならない。

## 第 8 章 その他

(秘密の保持)

第 42 条 本会の評議員選任・解任委員、評議員。役員及び役員であった者は、業務上知り得た

情報の内容を第三者に漏洩し、又は不当な目的のために利用してはならない。

(改正)

第 43 条 本細則の改廃は、理事会の決議で行う。

附 則

この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 25 年 4 月 1 日施行の定款細則は、定款（平成 29 年 3 月 31 日施行）施行日に遡って廃止する。